

# 上田市地域防災計画【風水害対策編】

主な修正点

新旧対照表

令和8年5月

頁	新	旧	修正理由・備考
3	<p style="text-align: center;">新 第1章 総則 第2節 防災の基本方針</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防 ア 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うものとする。また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u> <u>カ</u> 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。 (ア) 災害に強い都市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、市土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い市土とまちの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造部・施設、ライフライン機能の安全性の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 市民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、<u>防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u>、企業防災の促進等、及び防災ボランティアの自主性に基づく支援力の向上、県・市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、訓練や研修の実施、<u>さらに、復興事前準備</u>等</p>	<p style="text-align: center;">旧 第1章 総則 第2節 防災の基本方針</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防 ア 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うものとする。また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u> <u>オ</u> 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。 (ア) 災害に強い都市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、市土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い市土とまちの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造部・施設、ライフライン機能の安全性の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 市民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等、及び防災ボランティアの自主性に基づく支援力の向上、県・市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、訓練や研修の実施 _____ 等</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
4	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。 イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。 ウ 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。 (ア) 災害が発生するおそれがある場合の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>(ク) _____ 感染症流行時の経験も踏まえた災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</p>	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 ア 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。 イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。 ウ 災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。 (ア) 災害が発生するおそれがある場合の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>(ク) <u>新型コロナウイルス</u>感染症流行時の経験も踏まえた災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																								
5	<p>2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を<u>平時から講ずる</u>ものとする。</p>	<p>2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を<u>常日頃から講じる</u>ものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正																								
8	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>           (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること            (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること  <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u>  <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u>  <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>           (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること            (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること  <u>(3) 災害教訓の伝承に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>第九管区海上保安本部</td> <td>災害時における救助及び援助に関すること</td> </tr> <tr> <td>長野行政監視行政相談センター</td> <td> <u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u>  <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u>  <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>	(略)		関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること <u>(3) 災害教訓の伝承に関すること。</u>	第九管区海上保安本部	災害時における救助及び援助に関すること	長野行政監視行政相談センター	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること</u>	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>           (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること            (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること  <u>(3) 防災知識の普及に関すること</u>    <u>(4) 災害防止のための統計調査に関すること</u>    <u>(新規)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>           (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること            (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること  <u>(新規)</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること <u>(3) 防災知識の普及に関すること</u>  <u>(4) 災害防止のための統計調査に関すること</u>  <u>(新規)</u>	(略)		関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること <u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>	長野県地域防災計画に合わせて修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																										
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>																										
(略)																											
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること <u>(3) 災害教訓の伝承に関すること。</u>																										
第九管区海上保安本部	災害時における救助及び援助に関すること																										
長野行政監視行政相談センター	<u>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関すること</u> <u>(2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること</u> <u>(3) 特別行政相談所の開設に関すること</u>																										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																										
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること <u>(3) 防災知識の普及に関すること</u>  <u>(4) 災害防止のための統計調査に関すること</u>  <u>(新規)</u>																										
(略)																											
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること <u>(新規)</u>																										
	<u>(新規)</u>																										
	<u>(新規)</u>																										
9	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td> <u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u>            (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること            (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること         </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 (長野県支部)</td> <td>           (1) 医療、助産等救助、救護に関すること  <u>(2) 日赤医療コーディネーター及び医療救護班の派遣に関すること</u>  <u>(3) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること <u>(2) 日赤医療コーディネーター及び医療救護班の派遣に関すること</u> <u>(3) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</u>	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td> <u>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u>            (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること            (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること         </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 (長野県支部)</td> <td>           (1) 医療、助産等救助、救護に関すること      <u>(2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること	日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること   <u>(2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</u>	<p>社名変更等に伴う修正</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>												
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																										
電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること																										
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること <u>(2) 日赤医療コーディネーター及び医療救護班の派遣に関すること</u> <u>(3) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</u>																										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																										
電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること																										
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること   <u>(2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</u>																										

頁	新	旧	修正理由・備考																		
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(4) 義援金の募集に関すること</td> </tr> <tr> <td>本放送協会 (長野放送局)</td> <td>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること</td> </tr> </table>		(4) 義援金の募集に関すること	本放送協会 (長野放送局)	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(3) 義援金の募集に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </table>		(3) 義援金の募集に関すること	日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること	正 予警報周知を含めるため修正										
	(4) 義援金の募集に関すること																				
本放送協会 (長野放送局)	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること																				
	(3) 義援金の募集に関すること																				
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること																				
10	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン) 気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>長野県情報ネットワーク協会</td> <td>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること</td> </tr> </table> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱</td> <td>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン) 気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること	長野県情報ネットワーク協会	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td> </tr> </table> <p>(新規)</p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱</td> <td>災害情報等広報に関すること</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱	災害情報等広報に関すること	予警報周知を含めるため修正 長野県地域防災計画に合わせて修正 予警報周知を含めるため修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン) 気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること																				
長野県情報ネットワーク協会	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること																				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																				
㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱	災害情報等広報に関すること																				
18	<p>第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ウ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努めるものとする。 エ 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 ウ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。 エ 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</p>	表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正																		
19	<p>シ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略)</p> <p>(ク) 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速</p>	<p>シ 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略)</p> <p>(ク) 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速</p>																			

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を<u>講ずる</u>。</p>	<p>な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を<u>講じる</u>。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
21	<p>(3) ライフライン施設の機能の確保 ウ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時から</u>十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>(略) コ <u>平時から</u>、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p>	<p>(3) ライフライン施設の機能の確保 ウ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>(略) コ <u>平常時より</u>、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
23	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(1) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(1) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
24	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(7) 国関係機関、県及び<u>指定</u>公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WE B)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>に<u>集約</u>できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、<u>平時から</u>自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(7) 国関係機関、県及び<u>公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WE B)</u>に<u>集約</u>できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、<u>平常時より</u>自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
26	<p>第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(4) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団</p>	<p>第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(4) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築を<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>(5) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 災害対応業務に従事する職員の健康管理等の徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築を<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>(5) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
28	<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、<u>平時</u>から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p>	<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、<u>平常時</u>から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
29	<p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化に努める。</p> <p>(4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(1) 上田地域広域連合消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 上田地域広域連合消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化を図るものとする。</p> <p>(3) 県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</p> <p>4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定</p> <p>同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、共同で訓練等を行うなど、<u>平時</u>から連携を強化し、円滑な応急・復旧</p>	<p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化に努める。</p> <p>(4) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(1) 上田地域広域連合消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 上田地域広域連合消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化を図るものとする。</p> <p>(3) 県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</p> <p>4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定</p> <p>同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、共同で訓練等を行うなど、<u>平常時より</u>連携を強化し、円滑な応急・復旧</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>5 市と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また、共同で訓練等を行うなど、<u>平時から</u>連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p>	<p>旧活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>5 市と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 また、共同で訓練等を行うなど、<u>平常時より</u>連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p>	<p>修正理由・備考 に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
31	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(3) 消防団詰所、公民館、<u>コミュニティ</u>防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。 また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p>	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(3) 消防団詰所、公民館、<u>コミュニティー</u>防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。 また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
32	<p>4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(3) 災害時に医療施設や避難所等の情報の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等の活用に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合せて修正</p>
34	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
35	<p>2 水防計画</p> <p>(4) <u>平時</u>における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p>	<p>2 水防計画</p> <p>(4) <u>平常時</u>における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
38	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針 (略) また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生</p>	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針 (略) また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、支援体制計画の構築に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>情報の把握及び名簿の作成にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。</u>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。 なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p>するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。</p> <p>第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、<u>平常時より</u>避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</u> なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>文言の整理</p> <p>表現の統一に伴う修正 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
39	<p>(3) 個別避難計画作成の努力義務 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) 個別避難計画作成の努力義務 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。 <u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 要配慮者支援計画の作成</u> 市は、<u>地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 項目の整理に伴う修正</p>
40	<p><u>(6)</u> 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p><u>(7)</u> 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>(7) 個別避難計画の事前提供 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(8) 要支援者への配慮 市は、個別避難計画が未作成の避難行動要支援者及び避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整、災害時住民支え合いマップの作成その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(9) 地区防災計画との調整 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 個別避難計画作成の促進 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</p>	<p>(8) 個別避難計画の事前提供 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(9) 避難行動要支援者への配慮 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(10) 地区防災計画との調整 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>わけて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>文言の整理 表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合</p>
49	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(9) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先する業務を絞り込むとともに、当該が要務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(ア) 平時における広報</p> <p>a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(9) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先する業務を絞り込むとともに、当該が要務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(ア) 平常時における広報</p> <p>a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
50	<p>(10) 避難行動要支援者対策 市は、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p>	<p>(10) 避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
51	<p>2 避難場所等の確保 (略)</p>	<p>2 避難場所等の確保 (略)</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、<u>平時</u>から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、<u>平常時</u>から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	表現の統一に伴う修正
53	<p>3 避難所の確保 (略)</p> <p>(10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴・洗濯設備、乳児用粉ミルク・液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、感染症対策のためのマスクや消毒液など、避難生活に必要な物資等の備蓄・確保に努めるものとする。</u>また、灯油、<u>LPガス</u>などの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>にも配慮するものとする。</p>	<p>3 避難所の確保 (略)</p> <p>(10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u>また、灯油、<u>エルピーガス</u>などの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮するものとする。</p>	表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正
56	<p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (2) 実施計画 (略)</p> <p>イ <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (2) 実施計画 (略)</p> <p>イ <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正
57	第12節 男女共同参画の視点による防災対策	第12節 男女共同参画の視点による防災対策	



頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>確保等の整備を行うものとする。</p> <p>(2) 住民が実施する事項への支援を行うものとする。</p> <p>(3) 県が実施する事項に対する協力をを行うものとする。</p> <p>(4) 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。</p> <p>(5) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。</p> <p>(6) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 飲料水を備蓄し、必要に応じて更新する。飲料水等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>	<p>確保等の整備を行うものとする。</p> <p>(2) 住民が実施する事項への支援を行うものとする。</p> <p>(3) 県が実施する事項に対する協力をを行うものとする。</p> <p>(4) 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。</p> <p>(5) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。</p> <p>(6) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
65	<p>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>生活必需品等については「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p>	<p>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
68	<p>第18節 電気施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。</p> <p>2 災害時の職員の配備計画を樹立する。</p> <p>3 関係機関との連携について、<u>平時</u>から体制を確立する。</p>	<p>第18節 電気施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。</p> <p>2 災害時の職員の配備計画を樹立する。</p> <p>3 関係機関との連携について、<u>平常時</u>から体制を確立する。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
72	<p>第22節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(略)</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>市は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図るものとする。</p> <p>4 放送施設災害予防</p> <p>(1) 日本放送協会が実施する計画</p> <p><u>平時</u>からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック(ディスプレイ、プリンター)などの補強対策を行う。</p> <p>また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。</p>	<p>第22節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(略)</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>市は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図るものとする。</p> <p>4 放送施設災害予防</p> <p>(1) 日本放送協会が実施する計画</p> <p><u>平常時</u>からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック(ディスプレイ、プリンター)などの補強対策を行う。</p> <p>また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。</p>	<p>社名変更に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
74	<p>第23節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。</p>	<p>第23節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>(1) 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画 ア 施設・設備の安全性の確保 鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を<b>講ずる</b>。</p>	<p>(1) 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画 ア 施設・設備の安全性の確保 鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を<b>講じる</b>。</p>	表現の統一に伴う修正
75	<p>(3) 上田電鉄(株)の実施計画 イ 危険物施設等の点検及び保安対策 (ア) 危険物取扱作業が、消防法令に定める技術上の基準に適合するよう徹底を図る。 (イ) 一定の施設(地下タンク、給油取扱所等)は、定期又は臨時に点検を行い、その点検記録を作成し保存する。 (ウ) 構造設備に異常を発見した場合は、消防機関及び関係者に速やかに連絡するとともに適切な処置を<b>講ずる</b>。</p>	<p>(3) 上田電鉄(株)の実施計画 イ 危険物施設等の点検及び保安対策 (ア) 危険物取扱作業が、消防法令に定める技術上の基準に適合するよう徹底を図る。 (イ) 一定の施設(地下タンク、給油取扱所等)は、定期又は臨時に点検を行い、その点検記録を作成し保存する。 (ウ) 構造設備に異常を発見した場合は、消防機関及び関係者に速やかに連絡するとともに適切な処置を<b>講じる</b>。</p>	表現の統一に伴う修正
77	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 地すべり対策 (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。 (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を<b>講ずる</b>。</p>	<p>第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 地すべり対策 (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。 (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を<b>講じる</b>。</p>	表現の統一に伴う修正
78	<p>2 土石流対策 (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。 (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を<b>講ずる</b>。 (3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。 (4) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</p> <p>3 急傾斜地崩壊対策 (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。 (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布し、その他必要な措置を<b>講ずる</b>。</p>	<p>2 土石流対策 (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。 (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を<b>講じる</b>。 (3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。 (4) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</p> <p>3 急傾斜地崩壊対策 (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。 (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布し、その他必要な措置を<b>講じる</b>。</p>	表現の統一に伴う修正

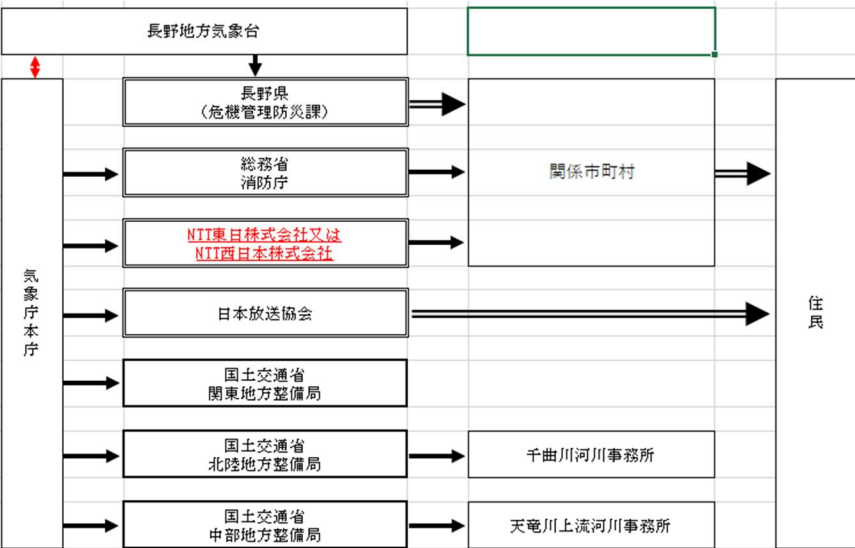
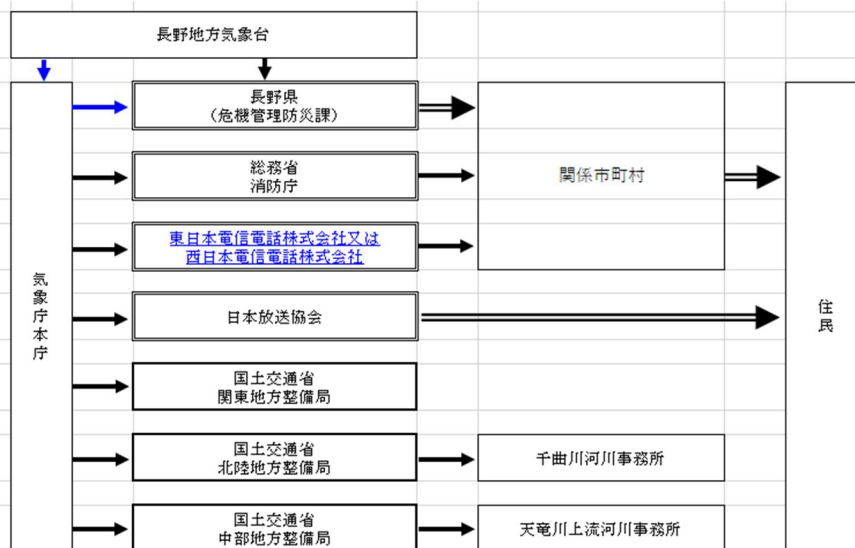
頁	新	旧	修正理由・備考
82	<p align="center">第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平時から</u>連携を強化しておく。</p>	<p align="center">第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平常時より</u>連携を強化しておく。</p>	<p>修正理由・備考 に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
85	<p align="center">第31節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒伏・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p>	<p align="center">第31節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の被害なども予想される。 そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。</p>	<p>訂正</p>
86	<p align="center">第32節 二次災害の予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の<u>平時</u>からの体制の整備が不可欠である。 風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造物に係る二次災害防止のための措置を<u>講ずる</u>。</li> <li>2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を<u>講ずる</u>。</li> <li>3 災害時の流木発生を予測した対策を検討する。</li> <li>4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。</li> </ol>	<p align="center">第32節 二次災害の予防計画</p> <p>第1 基本方針 災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の<u>平常時</u>からの体制の整備が不可欠である。 風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造物に係る二次災害防止のための措置を<u>講じる</u>。</li> <li>2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を<u>講じる</u>。</li> <li>3 災害時の流木発生を予測した対策を検討する。</li> <li>4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。</li> </ol>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
87	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が<u>平時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主</p>	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。	防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。	
91	<p style="text-align: center;">第3 4 節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>市は、自主防災組織、企業等の参加を得て各種の訓練を実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <p>ア 実施時期</p> <p>防災の日（9月1日）の直近の土曜日等に実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第3 4 節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>市は、自主防災組織、企業等の参加を得て各種の訓練を実施するものとする。</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <p>ア 実施時期</p> <p>防災の日（9月1日）に直近の土曜日に実施する。</p>	市独自改正
93	<p style="text-align: center;">第3 5 節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。</p> <p>また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) <u>大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>災害廃棄物対策指針等に基づき、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するよう努めるとともに、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>(3) <u>発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p>(4) <u>県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、適正な見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>2 データの保存及びバックアップ</p> <p>市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</p> <p>また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3 5 節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。</p> <p>また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) <u>地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>(4) <u>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p>(5) <u>災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p>2 データの保存及びバックアップ</p> <p>市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</p> <p>また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>3 罹災証明書の発行体制の整備 市は災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体</u>との応援協定の締結、<u>応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進める</u>など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>3 罹災証明書の発行体制の整備 市は災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>民間団体</u>との応援協定の締結、<u>応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進める</u>など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
94	<p>第36節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第2 主な取組み 1 自主防災組織の組織化を促進する。 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を<u>講じる</u>。 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。</p> <p>第3 計画の内容 4 各防災組織相互の協調 (1) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。 (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。 (3) <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p>	<p>第36節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第2 主な取組み 1 自主防災組織の組織化を促進する。 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を<u>講じる</u>。 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。</p> <p>第3 計画の内容 4 各防災組織相互の協調 (1) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。 (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。 (3) <u>自主防災組織と消防団の連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
99	<p>第38節 ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u></p> <p>第3 計画の内容 2 ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u> (1) <u>平時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。 (2) <u>避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> (3) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法</p>	<p>第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容 2 ボランティア活動の環境整備 (1) <u>平常時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。 <u>(新設)</u> (2) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (3) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正</p>



頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																					
	<p>は「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p><u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。</u></p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p>	<p>は「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p>(新設)</p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p>	<p>気象庁施策の標準的な記載例による記述に追加</p>																																																																																																					
111	<p><b>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域）</b></p> <p style="text-align: right;">(令和7年5月29日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>発表官署</td><td colspan="2">長野地方気象台</td></tr> <tr><td>府県予報区</td><td colspan="2">長野県</td></tr> <tr><td>一次細分区域</td><td colspan="2">中部</td></tr> <tr><td rowspan="10">警報</td><td>大雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準 9</td></tr> <tr><td>大雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準 84</td></tr> <tr><td rowspan="3">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿島川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7、<u>尻無川流域=3.9、駒瀬川流域=8.4、雨吹川流域=3.4、追開沢川流域=4.7</u></td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>湯川流域=(5.6.2)、矢出沢川流域=(5.7.1) 神川流域=(5.17.1)、依田川流域=(5.26.9)、内村川流域=(5.12.4)、千曲川流域=(5.61.3)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td>暴風（平均風速）</td><td colspan="2">17m/s</td></tr> <tr><td>暴風雪（平均風速）</td><td colspan="2">17m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td colspan="2">菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm</td></tr> <tr><td rowspan="10">注意報</td><td>大雨</td><td>表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 63</td></tr> <tr><td rowspan="3">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5、<u>尻無川流域=3.1、駒瀬川流域=6.7、雨吹川流域=2.6、追開沢川流域=3.8</u></td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>室賀川流域=(5.5.9)、産川流域=(5.8.2)、湯川流域=(5.4.4)、屋根川流域=(5.2.6)、矢出沢川流域=(5.6.3)、神川流域=(5.12.2)、傍陽川流域=(5.4.5)、依田川流域=(5.19.1)、内村川流域=(5.8.8)、千曲川流域=(5.43.6)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td>強風（平均風速）</td><td colspan="2">13m/s</td></tr> <tr><td>風雪（平均風速）</td><td colspan="2">13m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td colspan="2">菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm</td></tr> </table>	発表官署	長野地方気象台		府県予報区	長野県		一次細分区域	中部		警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿島川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7、 <u>尻無川流域=3.9、駒瀬川流域=8.4、雨吹川流域=3.4、追開沢川流域=4.7</u>	複合基準 ※1	湯川流域=(5.6.2)、矢出沢川流域=(5.7.1) 神川流域=(5.17.1)、依田川流域=(5.26.9)、内村川流域=(5.12.4)、千曲川流域=(5.61.3)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	暴風（平均風速）	17m/s		暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う		大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 63	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5、 <u>尻無川流域=3.1、駒瀬川流域=6.7、雨吹川流域=2.6、追開沢川流域=3.8</u>	複合基準 ※1	室賀川流域=(5.5.9)、産川流域=(5.8.2)、湯川流域=(5.4.4)、屋根川流域=(5.2.6)、矢出沢川流域=(5.6.3)、神川流域=(5.12.2)、傍陽川流域=(5.4.5)、依田川流域=(5.19.1)、内村川流域=(5.8.8)、千曲川流域=(5.43.6)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	強風（平均風速）	13m/s		風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う		大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm		<p><b>警報・注意報発表基準一覧表（上田地域）</b></p> <p style="text-align: right;">(令和6年5月23日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>発表官署</td><td colspan="2">長野地方気象台</td></tr> <tr><td>府県予報区</td><td colspan="2">長野県</td></tr> <tr><td>一次細分区域</td><td colspan="2">中部</td></tr> <tr><td rowspan="10">警報</td><td>大雨（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準 9</td></tr> <tr><td>大雨（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準 84</td></tr> <tr><td rowspan="3">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿島川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7</td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>湯川流域=(5.6.2)、矢出沢川流域=(5.7.1) 神川流域=(5.17.1)、依田川流域=(5.26.9)、内村川流域=(5.12.4)、千曲川流域=(5.61.3)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td>暴風（平均風速）</td><td colspan="2">17m/s</td></tr> <tr><td>暴風雪（平均風速）</td><td colspan="2">17m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td colspan="2">菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm</td></tr> <tr><td rowspan="10">注意報</td><td>大雨</td><td>表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 63</td></tr> <tr><td rowspan="3">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5</td></tr> <tr><td>複合基準 ※1</td><td>室賀川流域=(5.5.9)、産川流域=(5.8.2)、湯川流域=(5.4.4)、屋根川流域=(5.2.6)、矢出沢川流域=(5.6.3)、神川流域=(5.12.2)、傍陽川流域=(5.4.5)、依田川流域=(5.19.1)、内村川流域=(5.8.8)、千曲川流域=(5.43.6)</td></tr> <tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td></tr> <tr><td>強風（平均風速）</td><td colspan="2">13m/s</td></tr> <tr><td>風雪（平均風速）</td><td colspan="2">13m/s 雪を伴う</td></tr> <tr><td>大雪（24時間降雪の深さ）</td><td colspan="2">菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm</td></tr> <tr><td>雷</td><td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td></tr> </table>	発表官署	長野地方気象台		府県予報区	長野県		一次細分区域	中部		警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿島川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7	複合基準 ※1	湯川流域=(5.6.2)、矢出沢川流域=(5.7.1) 神川流域=(5.17.1)、依田川流域=(5.26.9)、内村川流域=(5.12.4)、千曲川流域=(5.61.3)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	暴風（平均風速）	17m/s		暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う		大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 63	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5	複合基準 ※1	室賀川流域=(5.5.9)、産川流域=(5.8.2)、湯川流域=(5.4.4)、屋根川流域=(5.2.6)、矢出沢川流域=(5.6.3)、神川流域=(5.12.2)、傍陽川流域=(5.4.5)、依田川流域=(5.19.1)、内村川流域=(5.8.8)、千曲川流域=(5.43.6)	指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	強風（平均風速）	13m/s		風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う		大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm		雷	落雷等により被害が予想される場合		<p>長野地方気象台による修正</p>
発表官署	長野地方気象台																																																																																																							
府県予報区	長野県																																																																																																							
一次細分区域	中部																																																																																																							
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9																																																																																																						
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84																																																																																																						
	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿島川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7、 <u>尻無川流域=3.9、駒瀬川流域=8.4、雨吹川流域=3.4、追開沢川流域=4.7</u>																																																																																																					
		複合基準 ※1	湯川流域=(5.6.2)、矢出沢川流域=(5.7.1) 神川流域=(5.17.1)、依田川流域=(5.26.9)、内村川流域=(5.12.4)、千曲川流域=(5.61.3)																																																																																																					
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																					
	暴風（平均風速）	17m/s																																																																																																						
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う																																																																																																						
	大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm																																																																																																						
	注意報	大雨	表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 63																																																																																																					
		洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5、 <u>尻無川流域=3.1、駒瀬川流域=6.7、雨吹川流域=2.6、追開沢川流域=3.8</u>																																																																																																				
複合基準 ※1			室賀川流域=(5.5.9)、産川流域=(5.8.2)、湯川流域=(5.4.4)、屋根川流域=(5.2.6)、矢出沢川流域=(5.6.3)、神川流域=(5.12.2)、傍陽川流域=(5.4.5)、依田川流域=(5.19.1)、内村川流域=(5.8.8)、千曲川流域=(5.43.6)																																																																																																					
指定河川洪水予報による基準			千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																					
強風（平均風速）		13m/s																																																																																																						
風雪（平均風速）		13m/s 雪を伴う																																																																																																						
大雪（24時間降雪の深さ）		菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm																																																																																																						
発表官署		長野地方気象台																																																																																																						
府県予報区		長野県																																																																																																						
一次細分区域		中部																																																																																																						
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準 9																																																																																																						
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準 84																																																																																																						
	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、阿島川流域=4.9、産川流域=12.8、湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、傍陽川流域=8、角間川流域=7、瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、内村川流域=13.8、武石川流域=15.7																																																																																																					
		複合基準 ※1	湯川流域=(5.6.2)、矢出沢川流域=(5.7.1) 神川流域=(5.17.1)、依田川流域=(5.26.9)、内村川流域=(5.12.4)、千曲川流域=(5.61.3)																																																																																																					
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																					
	暴風（平均風速）	17m/s																																																																																																						
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う																																																																																																						
	大雪（24時間降雪の深さ）	菅平周辺12時間降雪の深さ25cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ20cm																																																																																																						
	注意報	大雨	表面雨量指数基準 5 土壌雨量指数基準 63																																																																																																					
		洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿島川流域=3.9、産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、武石川流域=12.5																																																																																																				
複合基準 ※1			室賀川流域=(5.5.9)、産川流域=(5.8.2)、湯川流域=(5.4.4)、屋根川流域=(5.2.6)、矢出沢川流域=(5.6.3)、神川流域=(5.12.2)、傍陽川流域=(5.4.5)、依田川流域=(5.19.1)、内村川流域=(5.8.8)、千曲川流域=(5.43.6)																																																																																																					
指定河川洪水予報による基準			千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																																																					
強風（平均風速）		13m/s																																																																																																						
風雪（平均風速）		13m/s 雪を伴う																																																																																																						
大雪（24時間降雪の深さ）		菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm																																																																																																						
雷		落雷等により被害が予想される場合																																																																																																						

頁	新	旧	修正理由・備考														
	<table border="1"> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧（視程）</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度20%で実効湿度55% ※2</td> </tr> </table>	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	濃霧（視程）	100m	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2	<table border="1"> <tr> <td>融雪</td> <td>1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>濃霧（視程）</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度20%で実効湿度55% ※2</td> </tr> </table>	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	濃霧（視程）	100m	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2	
雷	落雷等により被害が予想される場合																
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																
濃霧（視程）	100m																
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2																
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																
濃霧（視程）	100m																
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※2																
115	<p>4 その他の情報</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。<b>大雨特別警報</b>が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	<p>4 その他の情報</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。<b>雨を要因とする特別警報</b>が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	誤記の訂正														
118	<p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(1) 系統図</p>  <p>注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(削除)</p>	<p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(1) 系統図</p>  <p>注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	社名変更に伴う修正														

頁	新	旧	修正理由・備考																																																
		<p><u>注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。</u></p>	長野県地域防災計画に合わせて修正																																																
119	<p>(2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="244 304 1072 507"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th colspan="2">長野県防災行政無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県（危機管理部）</td> <td>電 話</td> <td>8-231-5208～5210</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8739</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NHK長野放送局</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8840</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8841</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北陸地方整備局（千曲川河川事務所）</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-284</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-359</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	機 関 名	長野県防災行政無線		長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210	F A X	8-231-8739	NHK長野放送局	電 話	8-231-8840	F A X	8-231-8841	北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359	<p>(2) 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1" data-bbox="1151 304 1980 507"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th colspan="2">長野県防災行政無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県（危機管理部）</td> <td>電 話</td> <td>8-231-5208～5210</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8739</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NHK長野放送局</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8840</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8841</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北陸地方整備局（千曲川河川事務所）</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-284</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-359</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1151 536 1980 651"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>加入電話 F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東日本電信電話株式会社</u></td> <td>電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30～17:30) FAX番号：03-6716-1041</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	長野県防災行政無線		長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210	F A X	8-231-8739	NHK長野放送局	電 話	8-231-8840	F A X	8-231-8841	北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359	機 関 名	加入電話 F A X	<u>東日本電信電話株式会社</u>	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30～17:30) FAX番号：03-6716-1041	長野県地域防災計画に合わせて修正								
機 関 名	長野県防災行政無線																																																		
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210																																																	
	F A X	8-231-8739																																																	
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840																																																	
	F A X	8-231-8841																																																	
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																																																	
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359																																																	
機 関 名	長野県防災行政無線																																																		
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210																																																	
	F A X	8-231-8739																																																	
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840																																																	
	F A X	8-231-8841																																																	
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																																																	
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359																																																	
機 関 名	加入電話 F A X																																																		
<u>東日本電信電話株式会社</u>	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30～17:30) FAX番号：03-6716-1041																																																		
124	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p>	表現の統一に伴う修正																																																
125	<table border="1" data-bbox="215 1050 1072 1449"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>市・施設経営者</td> <td>上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>上田地域振興局・市・東信森林管理署</td> <td>信州上小森林組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	市・施設経営者	上田保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合	農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区	林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合	<table border="1" data-bbox="1120 1050 1980 1449"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設経営者</td> <td>上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>上田地域振興局・市・東信森林管理署</td> <td>信州上小森林組合</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合	農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区	林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合	
調査事項	調査機関	協力機関																																																	
概況速報	市	県関係現地機関																																																	
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																																	
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局																																																	
社会福祉施設被害	市・施設経営者	上田保健福祉事務所																																																	
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合																																																	
農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区																																																	
林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合																																																	
調査事項	調査機関	協力機関																																																	
概況速報	市	県関係現地機関																																																	
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																																	
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局																																																	
社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所																																																	
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合																																																	
農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区																																																	
林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合																																																	

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																												
	<table border="1"> <tr><td>公共土木施設被害</td><td>上田建設事務所・市・地方整備局関係機関</td><td></td></tr> <tr><td>土砂災害等による被害</td><td>上田建設事務所</td><td></td></tr> <tr><td>都市施設被害</td><td>市</td><td>上田建設事務所</td></tr> <tr><td>水道施設被害</td><td>市・県企業局</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>廃棄物処理施設被害</td><td>市・施設管理者</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>感染症関係被害</td><td>市・上田保健福祉事務所</td><td>市・上田保健福祉事務所</td></tr> <tr><td>医療施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>上田保健福祉事務所</td></tr> <tr><td>給食施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</td></tr> <tr><td>商工関係被害</td><td>市</td><td>上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会</td></tr> <tr><td>観光施設被害</td><td>市</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>教育関係被害</td><td>設置者・管理者・市</td><td>上田教育事務所</td></tr> <tr><td>県有財産被害</td><td>県関係機関</td><td></td></tr> <tr><td>市有財産被害</td><td>市</td><td></td></tr> <tr><td>公益事業被害</td><td>鉄道・通信・電力・ガス等関係機関</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>警察調査被害</td><td>上田警察署</td><td>市</td></tr> <tr><td>火災即報</td><td>市</td><td></td></tr> <tr><td>危険物等の事故による被害</td><td>市</td><td></td></tr> <tr><td>水害等速報</td><td>水防関係機関</td><td></td></tr> </table>	公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	上田建設事務所		都市施設被害	市	上田建設事務所	水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局	廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局	感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	上田保健福祉事務所	給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）	商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会	観光施設被害	市	上田地域振興局	教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所	県有財産被害	県関係機関		市有財産被害	市		公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局	警察調査被害	上田警察署	市	火災即報	市		危険物等の事故による被害	市		水害等速報	水防関係機関		<table border="1"> <tr><td>公共土木施設被害</td><td>上田建設事務所・市・地方整備局関係機関</td><td></td></tr> <tr><td>土砂災害等による被害</td><td>上田建設事務所</td><td></td></tr> <tr><td>都市施設被害</td><td>市</td><td>上田建設事務所</td></tr> <tr><td>水道施設被害</td><td>市・県企業局</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>廃棄物処理施設被害</td><td>市・施設管理者</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>感染症関係被害</td><td>市・上田保健福祉事務所</td><td>市・上田保健福祉事務所</td></tr> <tr><td>医療施設被害</td><td>施設管理者</td><td>上田保健福祉事務所</td></tr> <tr><td colspan="3"><b>(新設)</b></td></tr> <tr><td>商工関係被害</td><td>市</td><td>上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会</td></tr> <tr><td>観光施設被害</td><td>市</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>教育関係被害</td><td>設置者・管理者・市</td><td>上田教育事務所</td></tr> <tr><td>県有財産被害</td><td>県関係機関</td><td></td></tr> <tr><td>市有財産被害</td><td>市</td><td></td></tr> <tr><td>公益事業被害</td><td>鉄道・通信・電力・ガス等関係機関</td><td>上田地域振興局</td></tr> <tr><td>警察調査被害</td><td>上田警察署</td><td>市</td></tr> <tr><td>火災即報</td><td>市</td><td></td></tr> <tr><td>危険物等の事故による被害</td><td>市</td><td></td></tr> <tr><td>水害等速報</td><td>水防関係機関</td><td></td></tr> </table>	公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	上田建設事務所		都市施設被害	市	上田建設事務所	水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局	廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局	感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所	医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所	<b>(新設)</b>			商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会	観光施設被害	市	上田地域振興局	教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所	県有財産被害	県関係機関		市有財産被害	市		公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局	警察調査被害	上田警察署	市	火災即報	市		危険物等の事故による被害	市		水害等速報	水防関係機関		<p>県保健医療福祉調整本部マニュアル及び第3章第3節非常参集職員の活動「健康増進班」の項目に合わせて明記</p>
公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関																																																																																																														
土砂災害等による被害	上田建設事務所																																																																																																														
都市施設被害	市	上田建設事務所																																																																																																													
水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局																																																																																																													
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局																																																																																																													
感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所																																																																																																													
医療施設関係被害	施設管理者	上田保健福祉事務所																																																																																																													
給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）																																																																																																													
商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会																																																																																																													
観光施設被害	市	上田地域振興局																																																																																																													
教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所																																																																																																													
県有財産被害	県関係機関																																																																																																														
市有財産被害	市																																																																																																														
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局																																																																																																													
警察調査被害	上田警察署	市																																																																																																													
火災即報	市																																																																																																														
危険物等の事故による被害	市																																																																																																														
水害等速報	水防関係機関																																																																																																														
公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関																																																																																																														
土砂災害等による被害	上田建設事務所																																																																																																														
都市施設被害	市	上田建設事務所																																																																																																													
水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局																																																																																																													
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局																																																																																																													
感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所																																																																																																													
医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所																																																																																																													
<b>(新設)</b>																																																																																																															
商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会																																																																																																													
観光施設被害	市	上田地域振興局																																																																																																													
教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所																																																																																																													
県有財産被害	県関係機関																																																																																																														
市有財産被害	市																																																																																																														
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局																																																																																																													
警察調査被害	上田警察署	市																																																																																																													
火災即報	市																																																																																																														
危険物等の事故による被害	市																																																																																																														
水害等速報	水防関係機関																																																																																																														
127	<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) <u>県</u>庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、<u>国</u>（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</u></p> <p>a 市において災害対策本部を設置した災害</p> <p>b 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>c a又はbに定める災害になるおそれのある災害</p> <p>国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。</p>	<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) <u>市</u>庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、<u>国</u>（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>a～cに定めるとおりとする。</u></p> <p>a 市において災害対策本部を設置した災害</p> <p>b 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>c a又はbに定める災害になるおそれのある災害</p> <p>国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。</p> <p><u>なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</u></p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>																																																																																																												
128	<p>別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(1) 概況速報 <u>長野県防災情報システム クロノロジーを使用</u>（消防庁への速報は<u>消防庁第4号様式（その1）</u>（表21の2））</p> <p>市は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。<u>県危機管理防災課は人的被害について、クロノロジーに入力があつた場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。</u></p>	<p>別記災害情報収集連絡系統</p> <p>(1) 概況速報 <u>様式1号</u>（消防庁への速報は<u>様式21号</u>（表21の2））</p> <p>人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>																																																																																																												

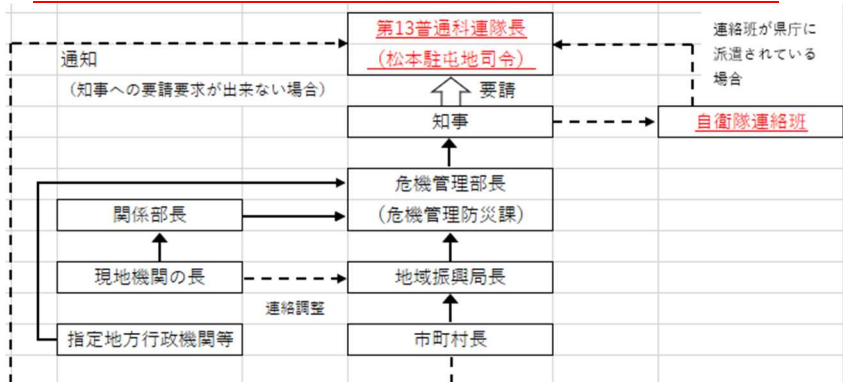
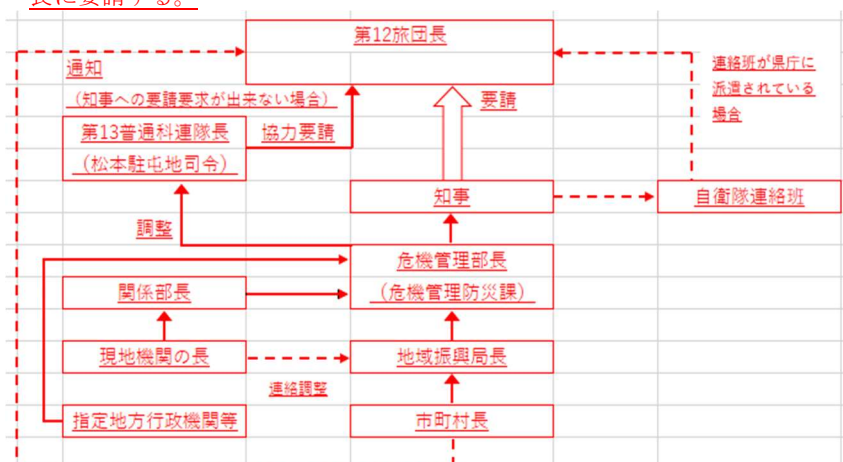
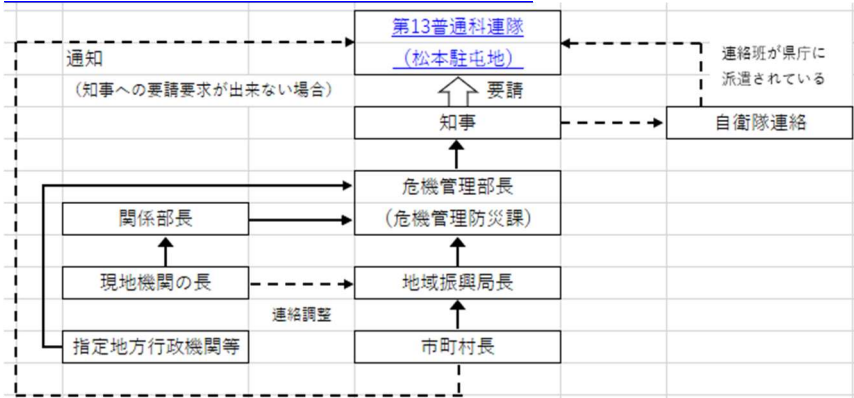


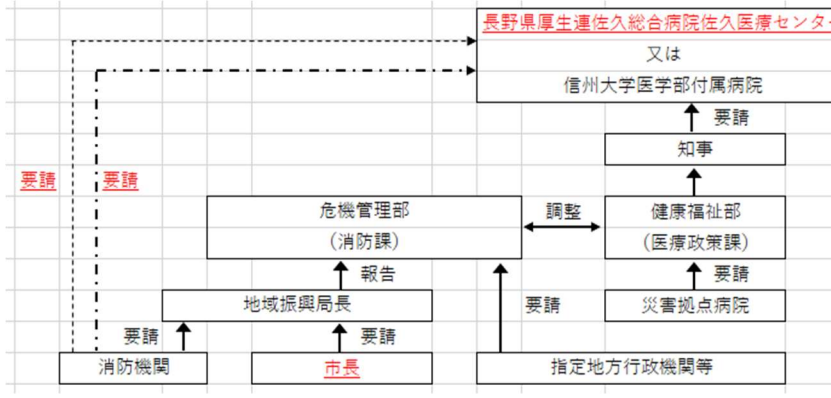
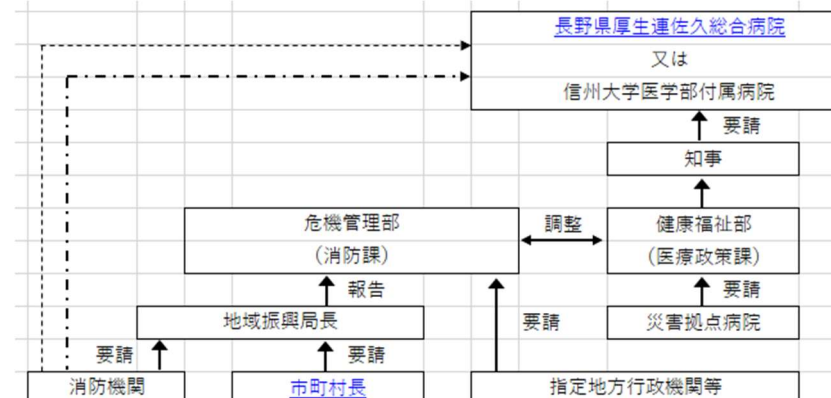
頁	新	旧	修正理由・備考
131	<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式 10 号</p> <p>(10) 感染症関係報告 様式 11 号</p>	<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式 10 号</p> <p>(10) 感染症関係報告 様式 11 号</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
132	<p>(13) 観光施設被害状況報告 様式 14 号</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号</p> <p>ア 市施設</p> <p>イ 県施設</p>	<p>(13) 観光施設被害状況報告 様式 14 号</p> <p>(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号</p> <p>ア 市施設</p> <p>イ 県施設</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>ウ 私立施設</p>	<p>ウ 私立施設</p>	<p>合わせて修正 長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
133	<p>(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号</p> <p>(21) 被害状況総合報告 様式 21 号</p>	<p>(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号</p> <p>(21) 被害状況総合報告 様式 21 号</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
135	<p>(22) 水防情報 雨量・水位の通報</p>	<p>(22) 水防情報 雨量・水位の通報</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
150	<p style="text-align: center;">長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 (常備消防分を除く)</p> <p>※1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定          ※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。</p>	<p style="text-align: center;">長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 (常備消防分を除く)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
151	<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容          1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定          基本方針</p>	<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容          1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定          基本方針</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																														
	<p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○	レオナルド AW139	14	○			○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					<p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412EPI</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルド AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アグスタ AW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	機種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○	アグスタ AW139	14	○			○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ		6					長野県地域防災計画に合わせて修正
名称	機種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																											
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																											
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																											
	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																											
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																											
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																												
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																												
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																															
名称	機種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																											
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																											
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○																																																																																																											
	アグスタ AW139	14	○			○																																																																																																											
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																											
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																												
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																												
ドクターヘリ		6																																																																																																															
152	<p>(別記) ヘリコプター要請手続要領 1 消防防災ヘリコプター 災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。</p> <pre> graph TD     A[市・消防組織] -- (要請) --&gt; B[消防防災航空隊]     B -- (報告) --&gt; C[県危機管理部 消防課]     C -- (指示) --&gt; B     D[災害対策関係部局] -- (要請) --&gt; C     E[指定地方行政機関等] -- (要請) --&gt; C     B -- (要請報告) --&gt; F[地域振興局]   </pre> <p>※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波） 呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1 <u>いち</u>」</p>	<p>(別記) ヘリコプター要請手続要領 1 消防防災ヘリコプター 災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。</p> <pre> graph TD     A[市・消防組織] -- (要請) --&gt; B[消防防災航空隊]     B -- (報告) --&gt; C[県消防課]     C -- (指示) --&gt; B     D[災害対策関係部局] -- (要請) --&gt; C     E[指定地方行政機関等] -- (要請) --&gt; C     B -- (要請報告) --&gt; F[地域振興局]   </pre> <p>※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波） 呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1」</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正																																																																																																														
153	<p>2 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p> <pre> graph LR     A[危機管理部 (消防課・危機管理防災課)] --&gt; B[警察本部 (警備第二課)]   </pre>	<p>2 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p> <pre> graph LR     A[危機管理部 (危機管理防災課)] --&gt; B[警察本部 (警備第二課)]   </pre>	長野県地域防災計画に合わせて修正																																																																																																														

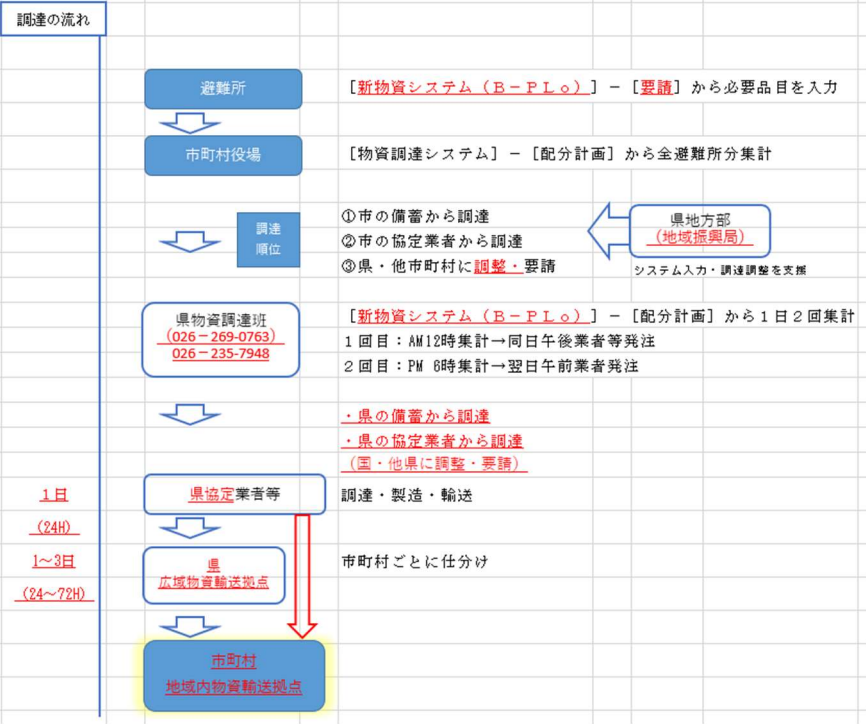
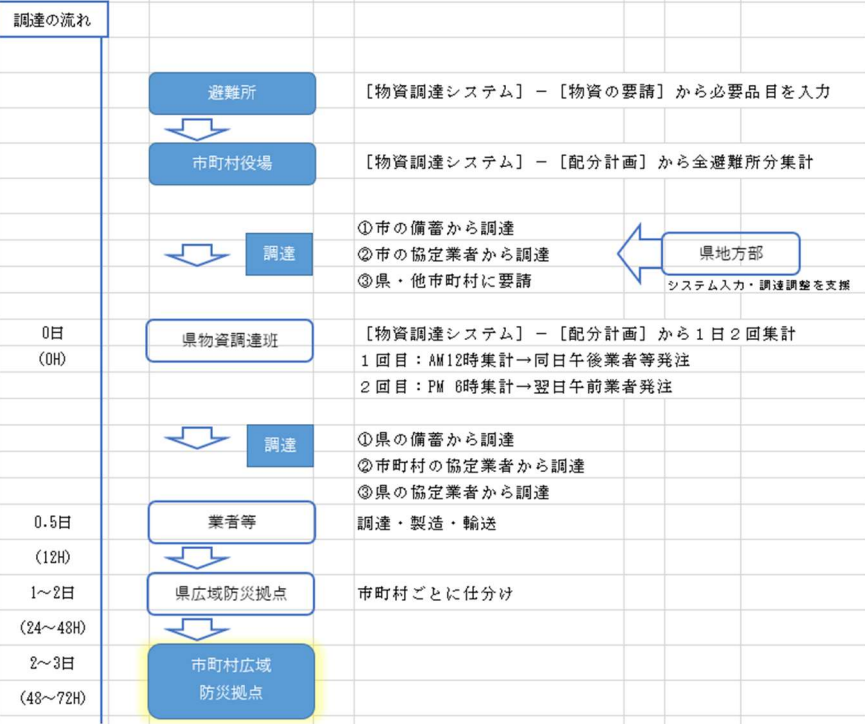
頁	新	旧	修正理由・備考																				
154	<p>3 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="224 319 1052 430"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>群馬県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	<p>3 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1131 319 1960 430"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>群馬県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡県</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	訂正
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県																			
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																			
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県																			
富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市																			
154	<p>4 自衛隊ヘリコプター</p> <p><u>(1) 自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。なお詳細については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。</u></p>  <p><u>(2) 林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合は第12旅団長に要請する。</u></p> 	<p>4 自衛隊ヘリコプター</p>  <p><u>(新規)</u></p>	長野県地域防災計画に合わせて修正																				

頁	新	旧	修正理由・備考
155	<p>6 ドクターヘリ</p>  <p>長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター 又は 信州大学医学部付属病院</p> <p>要請 ↑ 知事</p> <p>調整 ← 健康福祉部 (医療政策課) → 要請 ↑</p> <p>報告 ↑ 危機管理部 (消防課)</p> <p>要請 ↑ 地域振興局長</p> <p>要請 ↑ 市長</p> <p>要請 ↑ 消防機関</p> <p>要請 ↑ 指定地方行政機関等</p>	<p>6 ドクターヘリ</p>  <p>長野県厚生連佐久総合病院 又は 信州大学医学部付属病院</p> <p>要請 ↑ 知事</p> <p>調整 ← 健康福祉部 (医療政策課) → 要請 ↑</p> <p>報告 ↑ 危機管理部 (消防課)</p> <p>要請 ↑ 地域振興局長</p> <p>要請 ↑ 市町村長</p> <p>要請 ↑ 消防機関</p> <p>要請 ↑ 指定地方行政機関等</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正
164	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。</li> <li>介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。</li> <li>要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、指定避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。</li> <li>災害時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。</li> </ol> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難受入活動       <ol style="list-style-type: none"> <li>基本方針 市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。</li> </ol> </li> </ol>	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。</li> <li>介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。</li> <li>要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、指定避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。</li> <li>災害時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。</li> </ol> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難受入活動       <ol style="list-style-type: none"> <li>基本方針 市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。</li> </ol> </li> </ol>	表現の統一に伴う修正
169	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点の確保       <ol style="list-style-type: none"> <li>実施計画           <ol style="list-style-type: none"> <li>地域内物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>輸送拠点の確保       <ol style="list-style-type: none"> <li>実施計画           <ol style="list-style-type: none"> <li>地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
172	<p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p> <p>イ 放置車両の移動等</p> <p>(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う</p> <p>(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>ウ 応援協力体制</p> <p>(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p> <p>イ 放置車両の移動等</p> <p>(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う</p> <p>(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>ウ 応援協力体制</p> <p>(ア) 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。</p>	表現の統一に伴う修正
174	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</p> <p>その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</p> <p>その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。</p>	表現の統一に伴う修正
183	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>(ア) トイレの設置状況・<u>し尿処理状況</u>等の把握、簡易トイレ・トイレカー・<u>トイレトレーラー</u>等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>(イ) 食事供与の状況の把握、栄養バランスの<u>とれた適温の食事の提供</u>（<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保</u>）</p> <p>(ウ) 避難所開設当初から<u>の</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>(オ) 避難の長期化等、<u>必要に応じて</u>避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握</p> <p>a パーティション等によるプライバシーの確保状況</p> <p>b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p>	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を<u>とる</u>ことで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>(ア) トイレの設置状況等の把握<u>に努め</u>、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>(イ) 食事供与の状況の把握<u>に努め</u>、栄養バランスの<u>取れた</u>適温の食事の提供</p> <p>(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、<u>避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p>a パーティション等によるプライバシーの確保状況</p> <p>b 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>c <u>健康のための入浴施設の設置状況</u>の有無及び利用頻度  d 洗濯等の頻度  e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度  f 暑さ・寒さ対策の必要性  g 食料の確保、配食等の状況  h ごみの処理状況  (カ) <u>家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）</u>、家庭動物の受入状況の把握</p> <p>キ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。  ク 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や<u>子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者の</u>ニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>c <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u>  d 洗濯等の頻度  e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度  f 暑さ・寒さ対策の必要性  g 食料の確保、配食等の状況  h <u>し尿及びごみの処理状況</u>  (カ) <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>キ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。  ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	
184	<p>ケ 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>チ やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>ケ 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>チ やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
187	<p>6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動  (2) 実施計画  イ 広域一時滞在对応  <u>(イ) 市町村間の情報共有等</u>  <u>被災市町村は、広域一時滞在对受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、</u></p>	<p>6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動  (2) 実施計画  イ 広域一時滞在对応  <u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p><u>受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p>	<p><u>(イ) 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p>	修正理由・備考 わけて修正
188	<p>7 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行い、避難所の早期解消に努めることとする。</u></p> <p>(2) 実施計画 (略) カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>7 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行う。</u></p> <p>(2) 実施計画 (略) カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正
193	<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>新物資システム(B-P L o)</u>を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。 イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。 イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
194	<p>2 食料品等の供給 食料品・生活必需品の県への調達フロー</p> 	<p>2 食料品等の供給 食料品・生活必需品の県への調達フロー</p> 	
198	<p>第17節 保健衛生、<u>福祉</u>、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び<u>栄養・食生活改善支援</u>等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、<u>避難所等</u>における健康意識の向上に努める。 また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による<u>栄養・食生活相談</u>を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。</p> <p>2 <u>平時</u>から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。</p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び<u>栄養改善対策</u>等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、<u>避難所</u>における健康意識の向上に努める。 また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による<u>栄養指導</u>を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。</p> <p>2 <u>平常時</u>から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 厚生労働省での表記に統一 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (2) 実施計画 (ア) 被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる <b>長野県災害時保健医療福祉調整地域本部（地方部保健福祉班）</b> に報告するとともに、被災者台帳等に反映するものとする。</p>	<p>また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (2) 実施計画 (ア) 被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる <b>地方部保健福祉班</b> に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。</p>	<p>「長野県災害時保健医療福祉調整本部設置要綱」の改正による修正</p>
199	<p>2 感染症予防対策 (2) 実施計画 エ 感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を <b>講ずる</b> ものとする。 また、指定避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成し、予防のための指導の徹底を図る。 オ 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。 カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を <b>講ずる</b> よう努めるものとする。</p>	<p>2 感染症予防対策 (2) 実施計画 エ 感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を <b>講じる</b> ものとする。 また、指定避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成し、予防のための指導の徹底を図る。 オ 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。 カ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を <b>講じる</b> よう努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
201	<p>第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容 1 ごみ、し尿処理対策 (1) 基本方針 県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、市は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。 (2) 実施計画 ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。 イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。 ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を <b>講ずる</b> ものとする。</p>	<p>第19節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容 1 ごみ、し尿処理対策 (1) 基本方針 県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、市は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。 (2) 実施計画 ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。 イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。 ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を <b>講じる</b> ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
212	<p>第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 2 応急対策の実施体制 市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない</p>	<p>第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 2 応急対策の実施体制 市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>い。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる必要もある。災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p>	<p>い。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる必要もある。災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を<u>講じる</u>ものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
214	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容 3 電気通信施設の応急活動 (2) 実施計画 【<u>NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策</u>】 ア 重要通信のそ通確保 (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を<u>講ずる</u>ものとする。 ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信<u>輻輳</u>が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。</p>	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容 3 電気通信施設の応急活動 (2) 実施計画【<u>東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策</u>】 ア 重要通信のそ通確保 (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を<u>講じる</u>ものとする。 ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信<u>ふくそう</u>が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。</p>	<p>社名変更に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>訂正</p>
217	<p>第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (2) 実施計画 ア 広報活動 市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、Lアラート(災害情報共有システム)、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、<u>コミュニティー</u>放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して情報を多角的に発信し、災害の規模に応じた情報を提供するものとする。 また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。</p>	<p>第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (2) 実施計画 ア 広報活動 市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、Lアラート(災害情報共有システム)、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、<u>コミュニティー</u>放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して情報を多角的に発信し、災害の規模に応じた情報を提供するものとする。 また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
219	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 ア 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を<u>講ずる</u>ものとする。 イ 必要に応じて国の<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>等の出動を要請するものとする。 ウ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。 エ 住民は、土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合こ</p>	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 ア 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を<u>講じる</u>ものとする。 イ 必要に応じて国の<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>の出動を要請するものとする。 ウ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。 エ 住民は、土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合こ</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>れに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する<b>情報</b>を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を<b>講ずる</b>ものとする。 イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ 必要に応じて国の<b>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</b>等の出動を要請するものとする。 エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>れに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する____を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を<b>講じる</b>ものとする。 イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ 必要に応じて国の<b>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</b>の出動を要請するものとする。 エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>訂正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>
220	<p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を<b>講ずる</b>ものとする。 イ 必要に応じて国の<b>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</b>等の出動を要請するものとする。 ウ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 エ 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を<b>講ずる</b>ものとする。 イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ 必要に応じて国の<b>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</b>等の出動を要請するものとする。 エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場</p>	<p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を<b>講じる</b>ものとする。 イ 必要に応じて国の<b>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</b>の出動を要請するものとする。 ウ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 エ 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を<b>講じる</b>ものとする。 イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ 必要に応じて国の<b>緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)</b>の出動を要請するものとする。 エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 オ 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
	合これに迅速に従うものとする。	合これに迅速に従うものとする。	
221	<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を<b>講ずる</b>。</p> <p>第2 主な活動 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を<b>講ずる</b>。 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を<b>講ずる</b>。</p> <p>第3 活動の内容 1 建築物 (1) 基本方針 強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を<b>講ずる</b>。 (2) 実施計画 ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を<b>講ずる</b>ものとする。 イ <b>住宅</b>が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは他の市町村等に対して支援を求めるものとする。 ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を<b>講じる</b>。</p> <p>第2 主な活動 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を<b>講じる</b>。 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を<b>講じる</b>。</p> <p>第3 活動の内容 1 建築物 (1) 基本方針 強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を<b>講じる</b>。 (2) 実施計画 ア 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を<b>講じる</b>ものとする。 イ <b>住宅や宅地</b>が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは他の市町村等に対して支援を求めるものとする。 ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
224	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (1) 基本方針 道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を<b>講ずる</b>必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 1 構造物に係る二次災害防止対策 (1) 基本方針 道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を<b>講じる</b>必要がある。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
225	<p>4 風倒木対策 豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を<b>講ずる</b>必要がある。</p>	<p>4 風倒木対策 豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を<b>講じる</b>必要がある。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
226	<p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (1) 基本方針 大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を<b>講ずる</b>。</p>	<p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (1) 基本方針 大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を<b>講じる</b>。</p>	<p>表現の統一</p>



頁	新	旧	修正理由・備考
244	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画 第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>キ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p><u>ク 水道事業者及び下水道事業者は、復旧に当たり上下水道一体となった対応に努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。</p> <p><u>コ</u> 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</p> <p><u>サ</u> 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。</p> <p><u>シ</u> 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p><u>ス</u> 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（<u>可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等</u>）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>また、<u>廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するものとする。</u></p> <p>災害廃棄物の処理に当たっては、以下の事項について留意するものとする。</p> <p>(ア) 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>(イ) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。</p> <p>(ウ) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画 第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>キ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ク</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。</p> <p><u>ケ</u> 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</p> <p><u>コ</u> 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。</p> <p><u>サ</u> 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p><u>シ</u> 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（<u>土砂、ヘドロ、汚染物等</u>）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>また、<u>災害廃棄物の処理に当たっては、以下の事項について留意するものとする。</u></p> <p>(ア) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>(イ) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。</p> <p>(ウ) 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
246	第3節 計画的な復興	第3節 計画的な復興	

頁	新	旧	修正理由・備考
	<p>第3 計画の内容 1 復興計画の作成 (1) 基本方針 (略)</p> <p>また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、<b>女性、障がい者、高齢者等</b>の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p>	<p>第3 計画の内容 1 復興計画の作成 (1) 基本方針 (略)</p> <p>また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、<b>障がい者、高齢者、女性等</b>の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p>	他節と揃うように修正
250	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を<b>講ずる</b>ことにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を<b>講じる</b>ことにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	表現の統一に伴う修正
251	<p>第3 活動の内容 3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付 (1) 基本方針 被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金）等の貸付を行う。 (2) 実施計画 市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を<b>講ずる</b>。</p>	<p>第3 活動の内容 3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付 (1) 基本方針 被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金）等の貸付を行う。 (2) 実施計画 市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を<b>講じる</b>。</p>	表現の統一に伴う修正
253	<p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 (2) 実施計画 市は、<b>国民健康保険資格確認書</b>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。</p>	<p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 (2) 実施計画 市は、<b>国民健康保険被保険者証</b>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。</p>	名称の修正